

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

証拠説明書

(原告ら第37準備書面関係)

2024(令和6)年1月25日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子
同 寺 原 真希子
他

号証 甲A	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
592	開廷期日情報 (令和6年1月19日更新)	2024年 1月19日	最高裁判所	最高裁判所第三小法廷(裁判長 林道晴裁判官)が、令和4年(行ツ)第318号、同第360号 犯罪被害者給付金不支給裁定取消事件(「本件取消訴訟」)に関し、上告を受理することを決定し、口頭弁論の期日を2024年3月5日に指定したこと。
593	犯罪被害者の遺族 給付金、同性パートナーも対象か	2024年 1月17日	朝日新聞	2024年1月17日に、最高裁が、本件取消訴訟に関し、口頭弁論の期日を同年3月5日に指定したこと、最高裁が一審、二審の

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

	最高裁が初判断へ				判断を見直す可能性がある」と報道されていること。
594	同性パートナーに遺族給付は？最高裁弁論へ 2 審判決見直し	写し	2024 年 1 月 17 日	NHK	同上
595	名古屋地方裁判所 令和 2 年 6 月 4 日 判決・裁判所ウェブサイト	写し	2020 年 6 月 4 日	名古屋地方裁判所	本件取消訴訟一審の名古屋地裁が、法律上同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が犯給法 5 条 1 項 1 号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当し得るか否かについて、当該要件に該当するためには、法律上同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていることを要するとし、法律上同性間の共同生活関係に関する社会的状況について検討した上で、本件処分当時の我が国において法律上同性間の共同生活関係を婚姻関係と同視し得るとの社会通念が形成されていたとはいえ、本件処分当時においては、法律上同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が、個別具体的な事情にかかわらず、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当すると認めることはできないとして、X の請求を棄却したこと。
596	名古屋高等裁判所 令和 4 年 8 月 26	写し	2022 年 8 月 26 日	名古屋高等裁	本件取消訴訟二審の名古屋高裁も、現行の法体系や犯給法の解釈上、犯給法 5 条 1 項

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

	日判決・裁判所ウェブサイト			判所	1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に法律上同性間の共同生活関係を含むと解釈することはできず、Xが指摘する社会的状況に関する種々の事情を考慮しても、上記の解釈を変更することが求められるまでの事情は見出すことができない、法律上同性間の関係であるか法律上異性間の関係であるかによって、犯罪被害者給付金の支給につき別異の取扱いが生じていることについて、それをもって、犯給法5条1項1号の立法目的に合理的な根拠がなく、その手段・方法の具体的内容が立法目的との関連において不合理なものと認めることはできず、憲法14条1項に違反すると認めることはできないなどとして、Xの控訴を棄却したこと。
--	---------------	--	--	----	--

以 上